

船引小学校いじめ防止基本方針

田村市立船引小学校

1 趣 旨

本校におけるいじめについて対策を講じ、発生を防止し、一人ひとりの児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるようにするとともに、変化の激しい社会において、生涯にわたり心身ともに調和のとれた人間関係の育成を目指すものとする。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめに対する基本的な考え方

全児童が安心して、安全に生活できるように、全職員でいじめに対する共通理解を図り、組織的に対応する。いじめは、その学校にもどの学級にもどの児童にも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめの積極的な認知に努め、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2 目 的

- (1) 全児童を対象に、一人ひとりの人格を尊重し、個性・能力の伸長を図りながら、いじめ防止に対する適切な指導を図る。
- (2) 教育課程の全ての領域にわたり、児童間のよりよい人間関係を築かせ、学校教育全体を通して前向きに生活できる態度を育成する。

3 方 針

- (1) 全職員が共通理解にたち、学校教育の全領域であらゆる機会を通して、児童同士、児童と教師間のよりよい人間関係が保てるように指導にあたる。
- (2) 児童一人ひとりの実態を把握し、児童の持つ優れた能力を助長し、さらに伸長するように指導にあたる。
- (3) いじめは「暴力」「暴力を伴ういじめ」「暴力を伴わないいじめ」と幅広い行為が含まれるが、いじめの認知にあたっては、行為自体の問題性を軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それがもたらす苦痛を見据えて判断するようにする。
- (4) いじめ発生時には迅速に実態分析、対策検討を行い、いじめ事案の解決への適切な指導を組織的に行う。

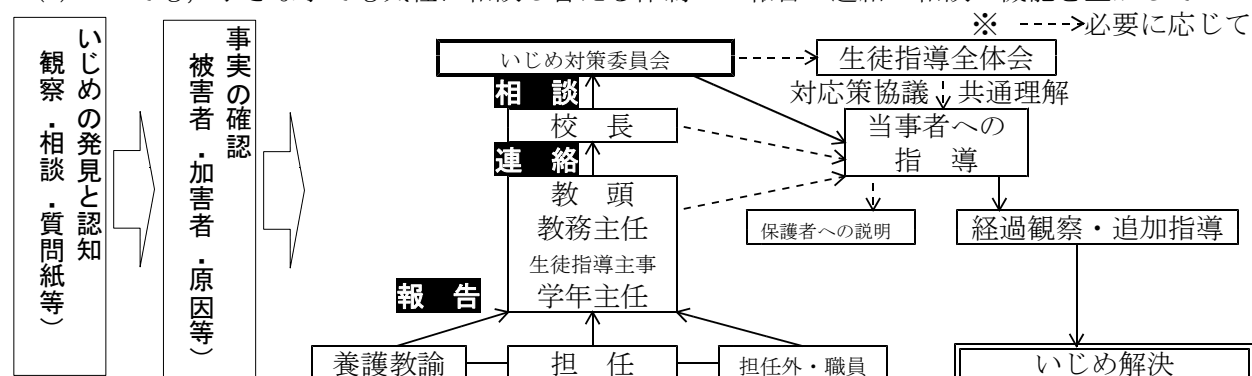
4 組 織

次に掲げる委員を以て、いじめ対策委員会を組織する。委員長は生徒指導主事とする。

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・教務 ・養護教諭 ・生徒指導主事
- ・学年主任 ・該当学級担任 ・教育相談係 ・スクール・カウンセラー

5 校内指導体制

- (1) いつでも、小さな事でも気軽に相談し合える体制 ～報告・連絡・相談の機能を生かして～



① 学級担任として

イ 学級担任の問題解決への指導体制は、教職経験の多少を問わず、全ての教師に等しく求められる態度である。

ウ 校長などへの報告・連絡・相談は、学校という組織の一員としては不可欠なことであるので、これの徹底に努める。

ア 校長の方針に基づいた生徒指導主事の迅速な動きと具体的な対応が、個々の教師を傍観的な態度から、当事者意識へと変える契機となる。

イ 実践と研究を結びつけていくための研究会を設定することも、効果的である。そのために、各組織間の連携の図り方、調整・まとめ役としてのリーダーシップの在り方が大切である。

③ 管理職として

ア 研究・研修会等における校長・教頭の果たす役割は、個々の教師の志気を高め、実践への意欲を喚起することである。

イ 校長は、実践に対する評価・意義付け、進むべき方向等についての示唆を、適切な言葉で表現することが求められる。

ウ 教頭は、生徒指導主事等との調整役として効果的に機能するように努める。

觀察・情報収集・実態把握等

実態分析
対策検討

迅速な対策実施

狀況報告

事後指導

事後処理

記 録 保 管

6 いじめに関する具体的な行動計画

基本的な考え方

- ① 発見、通報を受けた場合には、すぐに連絡する。特定の教職員で抱え込まず、組織的に迅速に対応する。
- ② 被害児童やいじめを知らせた児童の安全を守る。
- ③ 教職員の共通理解を図り、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を適切に指導する。
- ④ 保護者や教育委員会への連絡・相談を行い、事案に応じては、関係機関・専門機関と連携し、組織的に対応する。

(1) いじめの現場を職員が目視、実態調査、児童からの訴え・相談、地域住民・保護者からの訴えから判明した場合

段 階	聞き取り調査時間	関係職員	対 応 手 順
1	・ その場 ・ 休み時間 ・ 昼休み ・ 放課後 ※ 必要な時間	・ 学級担任 ・ 学年主任 ・ 生徒指導主事 ※ 複数で対応	【事案の連絡】 ・ 学級担任→学年主任・生徒指導主事→教務主任・教頭→校長 【事案の確認】 ・ 聴取はいじめを受けた者、周囲にいる者、いじめを行った者の順に行う。 ・ 手書き記録を残し、再発防止のための指導を行う。 <当事者が特定している場合> ・ 本人を呼んで事実関係を確認する。 ・ 電話、来校等で事実関係を確認する。 ・ 関係児童を呼んで事実関係を確認する。 ・ 被害者、加害者双方の人間関係を調整する。 <当事者が特定できない場合> ・ 学級で全体指導を行い、事実関係を確認し、状況や情報を把握する。

(2) 調査結果が事実であることが判明した場合

段 階	聞き取り調査時間	関係職員	対 応 手 順
2	・ 休み時間 ・ 昼休み ・ 放課後 ※ 必要な時間	・ 学級担任 ・ 学年主任 ・ 生徒指導主事 ・ 教頭	【事実確認後の連絡】 ・ 学級担任→学年主任・生徒指導主事→教務主任・教頭→校長 【関係職員による対策の検討】 ・ 関係児童の人間関係・家庭状況、過去の記録等について把握する。 ・ 被害者の家庭を訪問し、保護者に事実関係を説明したり、家庭での様子等を聞いたりする。 ・ 加害者の家庭を訪問し、保護者に事実関係を説明し、指導にあたっての協力を依頼する。 ・ 加害者の児童を個別に呼んで指導をする。 ・ 周囲の児童及び学級全体で指導をする。 ※ 今後の動向等についての共通理解を図る。

(3) 校長が対策委員会を開く必要があると判断した場合

段 階	協議時間	関係職員	対 応 手 順
3 -----	・ 昼休み ・ 放課後 ※ 必要な時間	・ 関係学級担任 ・ 学年主任 ・ 養護教諭 ・ 教育相談係 ・ 生徒指導主事 ・ 教務主任 ・ 教頭 ・ 校長	【いじめ対策委員会招集】 ・ 学級担任より状況及び経過報告をする。 ・ 関係職員の共通理解を図る。 ・ 校内における児童への指導内容及び方法について決定し、全職員に周知する。 ・ 加害・被害児童家庭への対応について検討する。 ※ 今後の動向等についての共通理解を図る。

(4) 校長が全体会を開く必要があると判断した場合

段 階	協議時間	関係職員	対 応 手 順
4	・ 放課後 ※ 必要な時間	・ 全職員	【臨時生徒指導全体会招集】 ・ 学級担任より状況及び経過報告をする。 ・ 生徒指導主事より、いじめ対策委員会での決定事項を報告し、全職員で共通理解を図る。 ・ 校長が全体指導を行う。

(5) 教育委員会・関係機関等との連携

- いじめへの対応について、必要に応じて田村市教育委員会、児童相談所、田村警察署、PTA役員等と連携して迅速かつ適切な対応をする。

7 積極的にいじめを認知し、適切に対応するために

- (1) いじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的にいじめの認知に努める。
- (2) 児童の変化を捉えるために前兆となるサインを見抜く目を持つ。
 - ① 児童の欠席、遅刻、早退の状況の把握
 - ② 学校や学級における学習態度や生活態度の把握
 - ③ 登下校状況の把握
 - ④ 顔色、服装、持ち物等の変化の把握
 - ⑤ 教育相談の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用）
 - ⑥ 日記や作文等の資料の活用
 - ⑦ 同僚間の情報交換
- (3) 保護者や地域との情報交換を密にして、信頼関係を築くことができるようにする。
 - ① 連絡帳や電話、家庭訪問等における情報交換、情報提供
 - ② 学校評議員、PTA役員等からの情報提供
 - ③ 相談支援体制の整備
- (4) 養護教諭は児童の心のサインを察知しやすいことから、養護教諭との連携を深めるようにする。
- (5) 定期的な家庭訪問、児童との教育相談、保護者との教育相談を実施するとともに、児童や保護者、教職員がいじめに係わる相談を行う。
- (6) 「先生あのね！（困りごと調査）」や「いじめ調査」、「田村っ子のルール10」の振り返りを毎月実施したり、3年生以上の児童に対しては学級生活満足度調査（Q-Uテスト）を年に2回実施したりすることにより、学級内での人間関係や児童の生活の様子を把握し、指導に生かす。
- (7) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任で編成されるいじめ対策委員会を開催し、情報交換、指導方針を検討する。

8 いじめを出さないための指導方法の工夫

- (1)教育活動全体における人権教育の充実（「いじめは絶対にしない，許さない」）
- (2)教育活動全体における道徳教育の充実と道徳的実践力の育成
- (3)望ましい人間関係づくりを基盤とした学級づくり
- (4)心を豊かにする体験活動の充実
- (5)田村っ子ルール10の周知徹底と定着
- (6)情報モラル教育の推進
- (7)生徒指導便りや伝達講習会を通した指導方法の工夫

9 いじめを出さないための心掛け

- (1)子どもの様子や会話には注意を払う。
- (2)授業の中でしっかりと子どもを見る。
- (3)「良いことは良い，悪いことは悪い」という指導を行う。
- (4)子どもとの信頼関係を作る。
- (5)ゆったりとした気持ちで子どもに接する。
- (6)「分かる授業」を心掛ける。

9 相談機関

相 談 機 関 名	連 絡 先
ダイヤルSOS（教育庁学習生活指導グループ） ・児童・生徒の学校生活や友達，家庭など問題に関する事	0120-899-712（県中教育事務所）
こころの電話（福島県精神保健福祉センター） ・精神的な悩みや心の健康に関する事	024-535-5560
教育センター ・不登校，集団不適応，生活，行動などの教育一般に関する事	024-553-3141 0120-45-3141
養護教育センター ・障害の種類，程度，教育，学習指導，就学等に関する事	024-951-5598
子どもと家庭テレホン相談（福島県中央児童相談所） ・不登校，しつけ，非行，性格行動など子育てに関する不安や悩み，あるいは児童本人の悩み等	024-536-4152
いじめ110番相談コーナー（福島県警本部総合相談課内） ・あらゆるいじめに関する事	0120-795-110
ヤングテレホンコーナー（福島県警本部総合相談課内） ・家庭，学校，友人関係等，青少年の思春期の悩みや子どもの非行問題などに関する事	024-536-4141

いじめ早期発見チェックリスト

年 組 番 氏名

年 月 日 () の記録

学 校 で の 発 見 ポ イ ン ト	
行 動 面	☐ 授業に意欲をなくし、集中力がなくなってきた。 ☐ 授業が始まってから、一人で教室に入ってくることもある。 ☐ 授業中に抜け出したりする。 ☐ 用もないのに職員室前をうろうろする。 ☐ グループから急に離れるなど、交友関係が変化してくる。 ☐ 授業の始めに、学用品を片付けようとしている。 ☐ 教科書やノート、カバンなどにいたずらされている。 ☐ 机やイスが汚されたり、壊されたりしている。 ☐ 班長などの責任ある仕事を突然辞めたいと言い出す。 ☐ 休み時間や放課後、一人でいることが多い。 ☐ 日記などに、不安や悩みなどを書いてくる。 ☐ 理由のない欠席、遅刻、早退が多くなる。 ☐ 生気がなく、気持ちが沈んでいるように見える。 ☐ 教師の質問に答えたり、意見を述べると、やじられたり冷やかされたりする。 ☐ ほめられると嘲笑されたり、無視されたりする。 ☐ ほめるとけちをつけられたり、はやされたりする。 ☐ グループでトイレなどから出てくる。 ☐ 何につけても、厳しく非難される。 ☐ 推薦など、いつもふざけ半分に名前が挙げられる。
	☐ 保健室への出入りが多くなる。 ☐ 教師を避けるようになる。 ☐ カバン、靴などがよく隠される。 ☐ 「クラスの恥」などと言われる。
身 体 面	☐ 理由がはっきりしない打撲や傷跡がある。 ☐ 衣類に汚れがある。 ☐ 人格を無視するようなあだ名がつけられている。 ☐ 食欲がなかったり、腹痛や吐き気、頭痛を訴えたりする。 ☐ 刃物を持ち歩いている。

家 庭 で の 発 見 ポ イ ン ト	
☐ 学校へ行きたがらない。 ☐ 遅刻・早退が多い。 ☐ 放課後すぐ帰る。 ☐ 日曜日の表情がよい。 ☐ 衣服の破れ、普段できない汚れで帰宅する。 ☐ ケガ、コブ、アザ、鼻血などが見られる。 ☐ 持ち物が壊されたり、切られたり、無くなったりする。 ☐ 家庭内での感情が不安定になる。 ☐ ため息をしばしばつく。 ☐ 理由もなく涙を流す。 ☐ 転校したいなどと言い出す。 ☐ 友だちが変わる。 ☐ 特定の友だちを呪い、強い憎しみを表す。 ☐ ナイフなどを持ち歩く。 ☐ ノート、教科書などに、嫌がらせの落書きが見られる。 ☐ お金を持ち出したり、学校納入金を使い込む。 ☐ いたずら電話がかかってくる。	
☐ 隠さず、何でも話し合える家庭の雰囲気作りをする。 ☐ 夕食の一家団欒などの場をつくり、気軽に話せる家族づくりをする ☐ サインがあったら学校に相談する。	

記載責任者職・氏名

・